⑷　石油供給事業者

①　燃料製品供給事業者のうち、揮発油、灯油、軽油又は重油の製造（第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入することを含む。）をして供給する事業を行う者（以下「石油供給事業者」という。）は、エネルギー源の多様化、地球温暖化対策の観点から、バイオマスを原料として製造される輸送用燃料（以下「バイオ燃料」という。）を導入することとする。その際、導入するバイオ燃料は、揮発油等のライフサイクルアセスメント（以下「ＬＣＡ」という。）での温室効果ガス排出量と比較して、一定以上の温室効果ガス排出削減効果があるものとする。

②　石油供給事業者は、バイオ燃料を円滑に導入するために、バイオ燃料の製造設備、混和設備、出荷設備等のインフラ環境の整備に努めることとする。

③　石油供給事業者は、バイオ燃料のうち、食料と直接競合せず、生態系への影響も少ない草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるもの（以下「次世代バイオ燃料」という。）の技術開発に努めることとする。

なお、次世代バイオ燃料の技術開発に当たっては、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して、温室効果ガス排出削減効果が50％以上あるものとすることを目標とする。

④　石油供給事業者は、バイオ燃料を調達する際には、調達するバイオ燃料の原料の需給が食料価格に与える影響を回避できるよう十分に配慮するとともに、災害や異常気象等によりバイオ燃料の原料の生産量の著しい減少が懸念される場合等は、バイオ燃料の原料の生産量等、国が必要とする情報を国に提供することとする。

⑤　石油供給事業者は、バイオ燃料を調達する際には、調達するバイオ燃料の生産による原料生産国の生態系への影響を回避するため、原料生産国の国内法を遵守してバイオ燃料又はバイオ燃料の原料の生産を行っている事業者から調達を行うよう十分に配慮するとともに、バイオ燃料の原料の生産地域における生物多様性が著しく損なわれることが懸念される場合等は、当該地域における生態系の状況等、国が必要とする情報を国に提供することとする。

⑸　液化石油ガス事業者

燃料製品供給事業者のうち、石油ガス（液化したものに限る。以下同じ。）の製造（第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入することを含む。）をして供給する事業を行う者は、安定供給並びにバイオガスの賦存量及び経済性等の制約も留意しつつ、石油ガスにバイオガスから製造される燃料を混和して利用することにより非化石エネルギー源の利用に取り組むこととする。

2　化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項を示す。

⑴　ガス事業者

ガス事業者は、液化天然ガスの貯蔵等に当たって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。）を活用するため、冷却装置の設置による再液化や圧縮機の効率化等に取り組むこととする。

⑵　石油精製業者

燃料製品供給事業者のうち、揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行う者（以下「石油精製業者」という。）は、石油をめぐる諸情勢を勘案し、残油処理能力の向上（残油処理装置の装備率の向上、設備の運転面の改善等をいう。以下同じ。）、コンビナート連携の促進、関連技術の開発の推進等を通じて、国内の石油製品需要は減少傾向にあるものの、将来においても我が国の一次エネルギー供給の相当程度を占める重要なエネルギー源である原油等（化石エネルギー原料として利用される原油その他の揮発油、灯油、軽油又は重油の原料をいう。以下同じ。）の有効な利用に取り組むこととする。

⑶　コークス供給業者

燃料製品供給事業者のうち、コークスの製造をして供給する事業を行う者は、石炭をめぐる諸情勢を勘案し、企業間連携の促進、関連技術の開発の推進等を通じて、粘結性の低い原料炭を利用して需要に応じたコークスを製造することにより、石炭の有効な利用に努めることとする。

第二　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項

1　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策に関する基本的な事項

⑴　国は、非化石エネルギー源の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。

⑵　国は、非化石エネルギー源の利用に必要な技術開発や人材育成を行うとともに、事業者による技術開発や人材育成の支援を行うこととする。

⑶　国は、再生可能エネルギー源の利用を促進するため、関連する規制の在り方について検討を加え、その結果を踏まえて所要の措置を講ずることとする。

⑷　国は、再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために、再生可能エネルギー源の利用に関する費用について、広報及び広聴活動を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得られるよう努めることとする。

⑸　⑴から⑷までのほか、エネルギー供給事業の特性に応じた施策は次のとおりである。

①　電気事業

電気事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策として、国は、次に掲げる事項に取り組むこととするが、原子力の利用に係る施策の実施に当たっては、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとする。

ⅰ　国は、科学的根拠や客観的事実に基づいた広報を推進するとともに、原子力立地地域のみならず、多様なステークホルダーとの丁寧な対話や情報共有のための取組強化等により、きめ細やかな広聴・広報を行うこととする。

ⅱ　国は、立地自治体等との丁寧な対話を通じて信頼関係を構築するとともに、電源立地対策の趣旨に基づき、原子力発電所の稼働状況等も踏まえ、新たな産業・雇用創出も含め、地域の実態に即した立地地域支援を進めることとする。

ⅲ　国は、電力システム改革が進展した環境下においても、原子力事業者が高いレベルの原子力技術・人材を維持し、今後増加する廃炉を円滑に進めつつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を契機とした規制強化に対し迅速かつ最善の安全対策を講じ、地球温暖化対策やベースロード電源による安定的な供給に貢献することができるよう、海外の事例も参考にしつつ、事業環境の在り方について検討を行うこととする。

ⅳ　国は、官民で協力してウランの自主開発比率を引き上げていく等、ウラン資源を含む核燃料の安定的な供給を実現するための取組を実施することとする。

ⅴ　国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進することとする。